

国立大学法人富山大学プログラム及びデータベース取扱規則

平成17年10月1日制定

平成18年4月1日改正

平成20年4月1日改正

平成20年7月22日改正

平成26年9月22日改正

平成27年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の職員等が本学の業務として作成したプログラム及びデータベース（以下「プログラム等」という。）に係る権利の取扱いに関する基本的事項を定め、もって、本学の職員等のプログラム等の作成及び利用を促進し、学術研究の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「職員等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 「[国立大学法人富山大学職員就業規則](#)」に定める職員のうち、研究及び発明等に関わる者
 - (2) 「[国立大学法人富山大学役員規則](#)」に定める役員，「[国立大学法人富山大学契約職員就業規則](#)」に定める契約職員，「[国立大学法人富山大学パートタイム職員就業規則](#)」に定めるパートタイム職員，「[国立大学法人富山大学特任再雇用職員就業規則](#)」に定める特任再雇用職員，「[国立大学法人富山大学フルタイム再雇用職員就業規則](#)」に定めるフルタイム再雇用職員，「[国立大学法人富山大学短時間再雇用職員就業規則](#)」に定める短時間再雇用職員，「[国立大学法人富山大学診療助手、医員、大学院医員及び臨床研修医就業規則](#)」に定める診療助手，医員，大学院医員及び臨床研修医並びに「[国立大学法人富山大学外国人研究員就業規則](#)」に定める外国人研究員のうち、本学との間でプログラム等の取扱いについて、この規定の適用を受けることを合意している者
- 2 この規則において「プログラム」とは、電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもので著作権法第2条第1項第10号の2に定めるものをいう。
 - 3 この規則において「データベース」とは、論文、数値、図形その他の情報の集合体であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもので、著作権法第2条第1項第10号の3に定めるものをいう。

4 この規則において「プログラム等の著作権」とは、プログラム等に係る著作権法第21条、同第23条、同第26条の2、同第26条の3、同第27条、同第28条の著作権及び外国における前記各権利に相当する権利をいう。

(帰属)

第3条 本学の職員等が職務上作成したプログラム等に係る著作権は、原則として本学に帰属するものとする。

(管理)

第4条 職員等は、プログラム等を創作したときは、適正にプログラム等を管理しなければならない。

(届出)

第5条 職員等は、創作したプログラム等について次の各号のいずれかに該当する場合は、別に定めるプログラム等作成届出書により、速やかに学長に届け出なければならない。

(1) 外部機関からプログラム等の提供の要請があった場合

(2) 財産的価値が顕在化し、有償で提供を行う用意がある場合

(3) その他、職員等自ら、学外へ無償で提供することを希望する場合

(法人著作の認定)

第6条 学長は、前条の届出を受理したときは、富山大学研究推進機構産学連携推進センター知財・リエゾンオフィス及びイノベーション育成オフィス並びに専門委員会に関する内規第9条で規定する発明審査会の意見を聴いて、その届出に係るプログラム等が著作権法第15条に規定する職務著作（職員等が本学の費用その他の支援に基づき又は本学が管理する施設設備を利用して行った研究等の成果であるプログラム等）か否かの認定を行わなければならない。

2 学長は、前項の認定結果を当該職員等に通知しなければならない。

(登録)

第7条 学長は、前項のプログラム等について、著作権法等に基づく登録が必要であると認めたときは、登録手続を行わなければならない。

2 学長は、前項の登録手続が完了したときは、当該届出を行った職員等に通知しなければならない。

(異議申立)

第8条 第6条第2項による本学の決定の通知を受けた職員等は、その決定に異議があるときは、通知を受けた日から2週間以内に学長に対して異議を申し立てることができる。

2 学長は、前項の異議申立があったときは、[国立大学法人富山大学職務発明規則](#)第11条第2項の不服審査委員会を設置しなければならない。

- 3 不服審査委員会は、異議申立の審議結果を学長に報告する。
- 4 学長は、異議申立に対する決定を行い、決定結果を申し立てた職員等に理由を付して通知しなければならない。

(任意譲渡)

第9条 職員等から届出のあったプログラム等について、本学が法人著作に該当しないと認定した場合において、当該職員等からそのプログラム等に係る知的財産権を本学に譲渡する旨の申し出があったときは、学長は、発明審査会の意見を聴いて、知的財産権の承継の可否を決定する。

(実績補償)

第10条 本学は、職務著作と認定したプログラム等を作成した職員等に対しては、当該法人著作の利用、利用の許諾又は処分により本学が収益を得たときは、実績補償金を支払うものとする。この場合、本学職務発明規則第8条及び第9条を準用する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、プログラム等の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月22日より施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日より施行する。